

家族信託・任意後見セミナー

～成年後見制度改正からみる
家族信託と任意後見の有用性～

成年後見制度の使いにくさが指摘されるなかで、「信託」の有用性が注目されています。

この機会に、「信託」とは何か、どのような方々が利用することが有効なのかを学んでみませんか。

併せて、任意後見制度との併用の可能性も探ります。



日程

12月18日(金)
13:30～16:00まで

場所

上越市市民プラザ(上越市土橋2554) 2階 第1会議室

定員

80名(多数の申込があった場合は抽選となります)

申込

12月11日(金)までにGoogleフォーム、FAXにて
詳しくは裏面をご覧ください⇒

講師：山田 耕司 氏 (司法書士)

セミナー内容

- 成年後見制度の改正の趣旨
- 法定後見制度の見直し
- 任意後見制度の見直し
- 家族信託の意味
- 信託と任意後見の根本的な違い

主催・問合せ先 上越市成年後見支援センター(上越市社会福祉協議会)

〒943-0806 上越市木田新田1-1-3 上越総合福祉センター

電話:025-522-2813 FAX:025-526-1230 メール:jsk-kouken-center@jouetushisyakyo.jp

FAX:025-526-1230

上越市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護・生活支援係
上越市成年後見支援センター 片岡 宛

「家族信託・任意後見セミナー」～信託と任意後見の違いとは～ 申し込み用紙

氏名	所属 (福祉関係者の方は ご記入ください)	メールアドレスまたは 電話番号



Googleフォーム

<https://forms.gle/c381qjYPPhGwR4F9A>

申込締切 12月11日(金)